

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名
サード・アイ合同会社

②評価調査者研修修了番号

SK2021003
SK2021004
H0082

③施設名等

名 称：	北光社ふくじゅ園
施設長氏名：	百瀬 彰
定 員：	56名
所在地(都道府県)：	北海道
所在地(市町村以下)：	非公開
T E L：	011-375-3237
U R L：	www.fukujuen1949.jp
【施設の概要】	
開設年月日	1948年2月1日
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 北光社ふくじゅ園
職員数 常勤職員：	31名
職員数 非常勤職員：	0名
有資格職員の名称（ア）	看護師
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（イ）	心理士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（ウ）	保育士
上記有資格職員の人数：	16名
有資格職員の名称（エ）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（オ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	2名
有資格職員の名称（カ）	児童指導員
上記有資格職員の人数：	8名
施設設備の概要（ア）居室数：	33室（1人居室18室、2人居室2室、その他13室）
施設設備の概要（イ）設備等：	
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

キリスト教を精神的支柱として、入園利用する児童の家庭に代わり、児童がその将来にわたって積極的に社会参加し健全な社会生活を営むことができるよう情緒の安定を図りながら身体的、精神的な発達を援助し、児童の社会的な日常生活での諸能力の形成とその自立を支援するとともに、児童の人としての人権を擁護するものである。

⑤施設の特徴的な取組

・ 家庭的養護の推進 施設の改築と小規模化 ・ 職員体制の充実 人材の確保と養成

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2023/5/16
評価実施期間（イ）評価結果確定日	令和6年
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和元年度

⑦総評

＜評価の高い点＞

1. 「街づくりを担う児童養護施設に」

施設は、児童養護施設の使命や社会的要請を分析の視点として、「施設整備実行委員会」を設けています。既に3棟の小規模地域児童養護施設を本園の近隣に建築、運営しています。2024（令和6）年2月の訪問調査では、本園の新築に着手しており、周辺地域の街づくりにも寄与しようと構想していました。

施設は、法改正により財団法人から社会福祉法人として1952（昭和27）年に北光社ふくじゅ園が認可されています。法人沿革からは、時代の変遷を経て施設の所在地が住宅街となる以前から、この地で子どもを育ててきたことがうかがえます。

施設は、キリスト教を精神的支柱として児童養護施設を長きにわたり運営してきました。子どもの権利擁護と共に、地域に貢献しようとする姿勢は高く評価されます。

2. 「毎月の「園内自立支援計画票」の見直しから自立支援計画作成へ」

施設では、自立支援計画作成の前段階として「園内自立支援計画票」を作成しています。子どもの記録は1か月毎にまとめて会議に諮り、振り返りは支援にも役立て、子どもの自発的な行動につなげています。

「園内自立支援計画票」では短期目標のハードルを低く設定し、スモールステップで達成感を得られるようにしています。生活の中で、子どもの頑張りたいことを引き出し、目標を意識させる声かけを行っています。

「園内自立支援計画票」を毎月見直しすることで、半年ごとの自立支援計画に子どもの成長を促すよい影響を与えています。

3. 「今後の食育」

本園の食堂は、小中高のグループ分けしたテーブルで24名の男児が決まった席に座ります。椅子は地元の工房制作の木作りの温かみのあるデザインです。着席前に、ご飯とお味噌汁は、調理室前のテーブルで自分の分を用意します。食事前には職員がキリスト教の言葉を添えて「いただきます」を一斉にします。

後片付けは、流し場の手前の蛇口シャワーで皿を流してから貯水に浸すように、子どもは来訪者（評価者）に教えてくれました。2名の栄養士は、調理室から子どもの喫食状況を観察できます。評価者が訪問した日、調理員さんは残った総菜を持ってテーブルを回りお代わりを配っていました。

アレルギーのある子どものお盆は別に用意されます。過去には、重度のアレルギー症状のあった子どもには、少量からの原因食品を段階的に摂取してアレルギーが改善された例があります。

2025（令和7）年からは新築移転するため、これからの食育に関しては構想中です。どのような家庭的な食事となるかは、子どもにとっても今後の楽しみです。

＜質の向上のために求められる点＞

1. 「第三者評価の前に全職員の自己評価を」

子どもの支援に関して急を要する課題については、直近の職員会議において話し合わせ、改善しています。しかし、組織全体での定期的な支援方法の見直しの機会としては第三者評価の結果を活用していません。

年に1回、副主任以上で自己評価を行い、一部、運営会議に取り上げています。しかし、全項目の評点のみで項目の内容に踏み込んだ評価・見直しは行われていません。

第三者評価の自己評価はいくつか方法がありますが、全職員が行う自己評価は日頃の支援を振り返る機会となり、支援の質を向上させます。利用者調査である「子どもアンケート」用紙の前文には、課題を見つけるために……とも書いてあります。自己評価においてクール毎の課題を洗い出し、その後の訪問調査の面談で職員が改善点に気づき、施設として全体共有することが期待されます。

2. 「子どものプライバシー保護に配慮した支援」

本園は相部屋もありますが、分園は全室個室となっています。子どもは、他の部屋に勝手に入室しないことや、お互いのベッドには上がらない、というルールとなっています。また、職員はノックして子どもの許可を待って入室することになっています。

本園の相部屋には、カーテンやパーテーションなどはありません。子どもからの要望や相談については、プライバシーが守られるように他の子どもに聞かれない場所で行っています。職員にはプライバシー保護について、会議などで周知しています。

しかし、支援マニュアルにプライバシー保護に配慮した支援方法についての記載はありません。利用者調査アンケート等からは、ドアのノック等の配慮が不十分との意見がありました。

全職員への周知・徹底のためにもプライバシー保護に関する規程・マニュアル等の整備が望まれます。整備と同時に、子どもの基本的な人権でもあるプライバシーに配慮した支援が期待されます。

3. 「リービングケアは学齢を問わず日々の生活の中で」

職員は、子どもの卒園後のことを考えて、公共交通機関の使い方や基本的な料理を教えています。社会活動としては、施設が所在する地区のマナビークラブに加入し、施設職員以外の大人との交流を促しています。自分自身を守る方法の一つとしては、交通事故や不審者の対策として、スマホ等を聞くときは片耳を空けて、車や周りの気配を感じられるように助言しています。

自室の清掃に関しては、どの職員も苦労しているようです。幼少時から本園で根気よく指導して、進学と同時に分園へ入居した機に整理整頓が上手になった子どもがいます。女兒の分園では、学校の課題となった「家庭でのお手伝い」をきっかけに登校前の清掃を自主的に行う習慣ができました。

施設には、「児童の問題行動に関わる対応マニュアル」があり、詳細なチェックリストとなっています。これに倣った基本的な生活の習慣・技術、社会の常識・規範の習得として、個別の発達や学齢に沿った「推奨されるリスト」は職員の頭の中にあります。是非、それを文書化して新築後のユニット化と分園ケアに活かすことが期待されます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

評価基準に沿った自己評価が十分にできていなかったことを反省しています。今回評価で指摘と提案のあったことについては、施設の小規模グループケアの全体整備が完了し適切な職員配置がなされることによって改善と実施が可能となることもありますので、評価の低かった項目の具体的なことがらの計画的な改善を優先的に進めます。併せて、評価項目の向上に努めるとともに、日ごろから業務等の全般にわたり留意し見直し、子どもの権利擁護の取り組みを充実していきます。

⑨第三者評価結果（別紙）

（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

（１） 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
養護目標を理念とし、本園の階段踊り場に掲示している。前回の受審以後、ホームページを開設した。パンフレットには、「…園は、キリスト教を精神的支柱として、入園利用する児童の家庭に代わり、児童がその将来にわたって積極的に社会参加し健全な社会生活を営むことができるよう情緒の安定を図りながら、身体的精神的な発達を援助し、児童の社会的な日常生活での諸能力の形成とその自立を支援するとともに、児童の人としての人権を養護する者である。」とある。理念・基本方針は、子ども・保護者への周知と職員への理解を促すためにもわかりやすく明文化しておくことが望まれる。		

2 経営状況の把握

（１） 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果
【コメント】	① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
施設長は「全国児童養護施設協議会」や「北海道児童養護施設協議会」などに出席して情報を把握し、国の施策や動向に目も向けている。児童養護施設の使命や社会的要請に着眼して、「施設整備実行委員会」を指揮している。小規模児童養護施設を先行して3棟を運営した実績を分析して本園の新築に臨んでいる。同時に、周辺地域の街づくりにも寄与しようとしている。今後に期待したい。		
【コメント】	② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
経営環境や経営状況の分析結果は、理事会や「施設整備実行委員会」にて協議されている。協議された内容は今後、中・長期計画へ反映されていくことに期待したい。また、今後予定されている本園の新築・ユニット化の際には、既に稼働している小規模児童養護施設の運営ノウハウを活かし、職員参加のもとで計画を検討するなどの策定プロセスが期待される。		

3 事業計画の策定

（１） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
家庭的養護推進実施計画（2018～2023年度）の5か年計画を中心に進めてきた。しかし、設計見直しによる本園新築工事着工の遅れや、施設小規模化へ向けた方向性の転換などにより、2024年度からの中・長期計画は策定途上である。見通しを立てるためにも、早期の策定が望まれる。		

【コメント】	② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
家庭的養護推進実施計画（2018～2023年度）の最終年度である2023（令和4）年度の事業計画を基に、2024（令和5）年度の事業を進め運営してきた。2024年度からの中長期計画が作成途上なため、早期に策定し、完成した中長期計画を反映した単年度事業計画の策定に期待したい。		
（2） 事業計画が適切に策定されている。		
【コメント】	① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
事業計画や理事会の決定事項は、パソコンのネットワークにより職員が閲覧可能となっている。また、職員は各種の委員会へ意見を述べる機会を持っている。しかし、職員の閲覧の状況は把握・確認されていない。今後は、様々な場面でより多くの職員から意見を聴取して職員の計画理解を進め、事業計画の策定、評価見直しが組織的に行われることに期待したい。		
【コメント】	② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
事業計画の主な内容は、家族通信「ふくじゅ草」で家族に周知されている。子どもへは毎年3月に発行される記念誌「ふくじゅ草」に、大まかな事業計画が理解できるように描かれ、卒園する子どもを含めたすべての子どもに配付されている。今後は、現状の保護者・子どもへの周知に加えて、子どもの年齢など理解度に応じた周知方法の工夫に期待したい。		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

（1） 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果	
【コメント】	① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
年に1回副主任以上で自己評価を行い、一部、運営会議に取り上げているが、全項目の評点のみで項目の内容に踏み込んだ評価・見直しは行われていない。今後は直接支援にあたっている職員も含めた自己評価、全体での課題共有に期待したい。		
【コメント】	② 9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
急を要する課題についてはその都度職員会議などにおいて話し合われ、改善を図っている。しかし、組織全体での定期的な見直しの機会は持たれていない。今後は、自己評価等で組織全体での課題を把握・共有し、計画的な改善策が実行されることが望まれる。		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

（1） 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果	
【コメント】	① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
施設長は法人の常務理事と事務長を兼任し、組織機構図において役割が明文化されている。不在時には主幹が対応している。毎年3月に発行される記念誌「ふくじゅ草」の中でも、施設長としての役割、今後の施設の在り方・方針などを表明し、職員に理解されるよう努めている。		
【コメント】	② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
主に「全国児童養護施設協議会」や「北海道児童養護施設協議会」等から制度変更や法令を把握している。必要な情報は都度、会議等を通して職員に伝えている。必要な法令などはパソコンのネットワークから全職員が閲覧可能となっているが、理解の確認までは行えていない。		

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
【コメント】	① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
施設長は「職員会議」「支援会議」「運営会議」「本体・小規模施設連絡会議」等において課題を把握し、養育・支援の質の向上に努めている。全職員の研修は受講歴で把握し、必要な教育・研修を受講できるようにしている。今後は、職員の意見を反映しながらの教育・研修の充実となるように期待したい。		
【コメント】	② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
施設長は、小規模化に向けた人員配置を基に、現在新築中である本園のユニット化に向けた体制のためには人材育成が重要と考えている。また、北広島市との協議による土地の売却・有効活用も視野に入れている。職員の雇用には、使用期間を設けて労使双方でキャリアプランを話し合うようにしている。キリスト教を精神的支柱とする養護目標を分かち合える職員の育成・定着のためにも、具体的な計画に落とし込んでおくことが期待される。		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
「家庭支援専門相談員」「里親支援専門相談員」「心理療法担当職員」を配置して、それぞれの専門性を活かして質の高い養育・支援となるように体制を整えている。人材確保のために職場ガイダンス等へ積極的に出向き、また実習生からの雇用へ繋がるようにしている。今後は本園のユニット化を踏まえ、小規模化に応じた人材確保への具体的な計画立案が期待される。		
【コメント】	② 15 総合的な人事管理が行われている。	b
人事考課を取り入れ、経験年数、職位ごとに「評価要素（評価項目）」を設けている。人事基準においては、パソコンのネットワークで全職員が確認可能となっている。人事考課は現在、給与などには反映されていない。将来像を施設と職員が共に描くことができるように期待したい。		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
【コメント】	① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
職員の働きやすさを考慮して断続勤務をやめた。職員との定期面談の中から出た人員配置に対しての意見を精査し、取り入れたこともあった。有給取得率は全職員の平均取得率が90%前後と高水準にある。2025（令和7）年度には本園はユニット化により小規模化、家庭的養護を推進する。大舎制と異なり勤務時間上、職員一人で子どもと向き合う場面が多くなる。職員が孤立して悩まないように、職場が互いに相談しやすいメンタルヘルスに関する体制の整備にも期待したい。		

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
【コメント】	① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
外部研修などを受けた職員による伝達研修を通して、より多くの職員の育成に努めている。年に一度の自己申告書の提出をはじめ、個別面談等で職員の目標達成度や今後の希望等を確認する機会を設けている。毎年度の確認・振り返りを活かすためにも、個別の目標や育成に向けて、職員一人ひとりの研修計画の立案が望まれる。		
【コメント】	② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
単年度の「事業計画」「家庭的養護推進実施計画（2018～2023年度）」には、必要な職員数や、求められる職員像が示されている。年度ごとに社会福祉協議会・施設協議会などが主催の研修予定表を作成して、職員を派遣している。伝達研修やレポートの閲覧等はあるが、間接処遇職員の研修機会は十分ではない。施設は様々な専門職の集まりである。パート職員や事務部門の職員にも児童養護施設として権利擁護等の倫理・知識等の教育機会の提供となる計画立案に期待したい。		
【コメント】	③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	c
個別の面談を通じて、職員個人の目標の確認、研修受講一覧表により受講歴などを把握している。それぞれの職員の申し出に応じて研修が受講できるように情報を提供している。しかし、全ての職員が情報提供した研修を受講することはできない。だからといって、全職員が外部研修を受講しなければならないということではない。教育・研修の機会には内部研修も含まれる。前項目18番にあるように、施設が専門職と間接職の集団であることを踏まえ、教育・研修計画の立案後には、職員の一人ひとりに研修や教育の機会などが確保されることが望まれる。		
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
【コメント】	① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
実習生等の受入れにあたっては、子どもへは口頭で予告、職員へは開始時に実習生の紹介をしている。保護者へは家族通信「ふくじゅ草」で知らせている。「実習生受入れの手引き」をマニュアルとし、実習の担当職員が受入れ前と年度始めに内容を見直している。実習生の養育・支援に関わる基本姿勢は事業計画に盛り込まれているが、職員への周知は不十分である。今後はマニュアルにも基本姿勢を明記するなど周知を徹底し、併せて受入れについての連絡窓口、子どもや保護者への事前説明の項目など、記載内容を整備することも期待したい。		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
前回の受審以後、新たにホームページを立ち上げ、「資金収支計算書」「事業活動計算書」などが公開されている。しかし、運営の透明性を確保する取り組みとしては不十分である。子ども・保護者等や地域の理解を深めていくためには、苦情・相談内容の公開など養育・支援の質向上にかかわることを公開していくことが必要である。今後は上記のほかに、開設したホームページに施設の特色ある実践・活動を公開していくことも期待したい。		
【コメント】	② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
一法人一施設として、「組織機構図」「職務分掌規程」において役職者の権限・責任が示され、年4回以上の内部監査で運営の適性を保っている。職員には、経理規定等をパソコンのネットワークで周知している。今後、更に公正で透明性の高い経営・運営を行っていくためには外部の専門家を活用することにも期待したい。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
2023（令和5）年は、コロナ禍により中止となっていた地域の夏祭りや盆踊り大会が再開され、久しぶりに地域の子どもと共に交流ができています。子どもは地域の少年団活動のサッカー等に参加している。企業のフードキャラバンや地元で活動するNPO等の受け入れはあるが、子どもが施設の外で地域交流を広げる動きとしては、コロナ過を挟んで積極的な活動はできなかった。施設は、本園の新築に伴い、地域の子どもも巻き込んだ地域交流スペースの活用などをかねてより構想している。今後に期待したい。		
【コメント】	② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
2024（令和5）年度は、企業のフードキャラバンを招いている。事業計画には、ボランティア受入れについての記載はあるものの、ボランティアに関するマニュアルは作成されていない。地域で活動するNPO法人（季節の行事、工作、お菓子作りなど開催）や催事への参加で、施設の外での地域の子どもの交流を主軸に考え、施設内へのボランティアの受け入れには積極的ではない。しかし、最新に作成されたパンフレットには、現在利用していないボランティアの記載もあり、実態と乖離している。ボランティアの活用と地域との交流は重なることもある。今後は施設でのボランティア等の受入れについて再検討し、職員が統一した認識で行えるようなマニュアルの作成と体制の確立を期待する。		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
【コメント】	① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
「小・中学校との連絡協議会」、「北広島市子ども施策審議会」、「中学校区学校運営協議会委員」などに出席している。学校を始めとする子どもが関係する機関をつなぐ地域でのネットワークづくりに努めている。また2年前よりアフターケアの職員を配置し、子どもが卒園した後も関係機関と連携できるようになった。自立援助ホーム職員からは相談を受けて対応している。		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
【コメント】	① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
新築後の施設を含めた地域の街づくりとして、外部のコンサルテーションや市の意見を聞いている。今後は、近隣住民の意見を聞く機会を設け、施設の所在する地域の「地域の福祉ニーズは何か？」を共に把握することにも期待したい。		
【コメント】	② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
上記項目の26番で把握した地域の福祉ニーズにもとづき、施設の公益的な事業・活動が行われることが望まれる。		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
子どもの権利ノートを独自に作成し、機会がある毎に子どもと共有し確認している。施設設立の経緯として、キリスト教の精神は入所時に伝えているが、礼拝行事などは自由参加で宗教の強要はしていない。養護目標を理念とし、本園の階段踊り場に大きく掲示している。しかし、施設の支援において礎となる基本方針や倫理綱領については、職員全体への共有がなされていない。今後は養護目標や倫理要綱を理解し実践するために内容と意義を周知し、支援において子どもの尊重や基本的人権へ配慮がなされているかを定期的に把握することを期待したい。		
【コメント】	② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
本園は相部屋もあるが、分園は全室個室となっている。子どもは、お互いの部屋に入室しないことをルールとしている。職員はノックして子どもの許可をもって入室するようにしている。本園の居室はカーテンやパーテーションなどはない。子どものプライベート空間はベットとしており、お互いのベットには上がらない、私物には勝手に触らないというルールとなっている。子どもからの要望や相談については、他の子どもに聞かれない場所で行っている。職員はプライバシー保護について、会議などで周知している。しかし、支援マニュアルにプライバシー保護に配慮した支援方法については盛り込まれていない。子どもアンケート等からはドアのノックなど配慮が不十分な点もある。プライバシー保護に関する規程・マニュアル等の整備が望まれ、これに基づいた支援が期待される。		
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
【コメント】	① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
入所前には子どもが必ず見学のために来園し、副主任と心理士、職員が生活について説明している。パンフレットは大人向けのもので、子どもが理解しやすい写真・図や絵入りのものは用意されていない。ホームページが作成され、基本方針や建物外観の写真や沿革などが閲覧できるようになった。しかし、何れも、園での生活や具体的な支援について子どもや保護者等へわかりやすい情報提供という点では不十分である。今後は子どもや保護者等の視点で支援の内容が分かりやすくなるように掲載内容を更新することが期待される。		
【コメント】	② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	c
平易な言葉と挿絵の入った園独自の権利ノートが作成されており、入所時に子どもへ渡し、園での生活と権利について説明を行っている。個人情報保護について口頭で同意を得て記録「育成録」に残しているが、説明文や同意書面はない。現在、施設は養育・支援の開始・過程に説明する様式の作成を検討しているので、この機会に、子どもや保護者にわかりやすく説明する工夫や配慮のルール化と、同意書を得るまでの流れを作っておくことが望まれる。		
【コメント】	③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	c
措置変更や家庭への移行にあたっては、学校、要保護児童対策地域協議会など地域と連携をしている。子どもから連絡が来た時には対応しているが、子どもの状況により積極的に働きかけられない場合もあるので、そういった場合は学校との連携でフォローしている。退所後の相談窓口は定められていないが、子どもの担当職員または他の職員で対応している。退所時に何かあったら連絡するように口頭で伝え名刺を渡している。しかし、退所後の相談方法や担当職員についての説明、内容を記載した文書を子どもや保護者に渡していない。今後は施設として子どもや保護者が相談できる窓口の設置とその内容を書面で渡すなど、支援の継続性に配慮した対応が期待される。		

(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
給食アンケートと年2回支援計画作成時期の面談で、子どもたちの希望や要望を聞いている。日々の生活の中では、マンツーマンの関わりの時に子どもの本音を拾っている。意思表示の難しい子どもに対しては、代弁または詳細に質問して意見を引き出している。子どもの要望アンケートを検討しているが、未実施である。今後に期待したい。		
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
【コメント】	① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
施設内に意見箱（ボイスボックス）を設置し、苦情・意見などを受け付けている。内容によって対応は臨機応変に行われ、掲示板にて対応できるものは要望と解決した内容を出している。第三者委員については保護者へ説明し、文書を渡している。子どもには掲示板に文書を掲載し口頭で伝えているが、第三者委員の方（顔）やわかりやすく子どもたちに紹介周知していないため、特に小学生には浸透していない。何かあれば児童相談所へ相談することも伝えており、園オリジナルの権利ノートの裏表紙には児童相談所の電話番号が書かれている。今後は全ての子どもたちにわかりやすく工夫して、第三者委員の内容を周知することが期待される。また苦情解決の公開もしていないことから、早急に苦情解決の仕組みの確立が望まれる。		
【コメント】	② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
分園が3棟になり、本園の定員が減少したことで空き居室が増えて相談スペースの確保が容易になった。また、生活の規制が緩くなり子どもの意見や要望を叶えられることも多くなり、不満が減ってきている。子どもには、相談する相手は職員の誰でも良いということや学校の先生、児童相談所への電話相談ができることを伝えている。相談等の連絡先は権利ノートの裏表紙に記載している。施設は、意思表示が苦手な子どもにも対応できるように満足度アンケートなどを導入検討しているので、今後の実施が期待される。		
【コメント】	③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
子どもからの相談内容が職員全体に関わる場合は職員会議で話し合い、分園はホーム会議でも相談しあっている。職員個人で対応できるものは子どもの要望を検討実施し、無理な要望であればその理由を伝えている。内容については会議で共有し、育成記録にも残している。しかし、相談や意見に対する対応マニュアルがないため、今後は組織的で迅速な対応のためにもマニュアルの策定が期待される。		
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
子どもの危険行為やその対応についてはパソコンで記録を残し、朝の打合せで共有をしている。建物の危険箇所などはチェック表に沿って、毎日チェックされている。園から駅まで徒歩20分位の距離があり、園の周囲の街灯が少ないため、アルバイトなどで遅くなる子どもを迎えに行くこともある。近くの交番は警察員が駐在していることが少ないため、厚別警察署と連携をしている。ヒヤリハット集としては記録を開始したばかりなので、要因分析までは行っていない。今後は、ヒヤリハットの活用により、組織的な要因分析や事故防止対応策の検討と実施が期待される。		
【コメント】	② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
本園、分園とも隔離部屋が用意され、浴室・トイレは感染者と分けて利用できる環境になり、感染防止対策が容易になった。看護師により感染者の状況把握、病院付き添い、投薬アドバイスがされている。職員は厚労省の感染対応マニュアルを基に看護師の指示で感染者対応している。感染症対策委員会が設置されており、感染流行の時期にマニュアルを改めて周知し感染症対策の実践研修会を行っている。しかし、参加は全職員ではないため、いざという時のために欠席者も学べることを期待される。		
【コメント】	③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	b

施設が所在するハザードマップにより、災害は地震・火事を想定している。備蓄品の食品管理は栄養士が行っている。毎月の避難訓練に毎回参加できない子もいるが、どこかの月で参加できるようにしている。地震の時の避難場所は子どもへ周知しているが、避難経路については確認していない。外出時の安否確認方法は確立されておらず、携帯電話を所持している高校生に災害時の対応や、所持していない子どもへ公衆電話の利用なども確認していない。事業継続計画(BCP対策)も定められていないことから、必要な対応体制をはじめ、対策や訓練などを実施し、いつ起こるかわからない災害に組織的かつ早急に備えることを期待する。

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
【コメント】	① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
日課や子どもの動きに対する「ブロック 対応の基本」を支援マニュアルとして対応している。小学生・中学生・高校生それぞれの成長に合わせた子どもへの対応や注意事項などが記載されている。しかし、子どもの権利擁護に関わる姿勢やプライバシー配慮の留意点などは明記されていない。今後は、権利擁護やプライバシー保護の視点からの支援内容を「ブロック 対応の基本」へ盛り込むことを期待したい。		
【コメント】	② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
年度始めに、子どもの担当職員、副主任、主幹が対応マニュアル「ブロック 対応の基本」を会議で見直している。見直された結果は、出席していない職員へ周知している。また「個別自立支援計画」との関係性についての検討がされていないため、自立支援計画の内容により対応マニュアル「ブロック 対応の基本」への反映・変更されたことはない。今後の反映・変更を期待したい。		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
【コメント】	① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
月毎に見直している「園内自立支援計画票」をもとに、半年毎の自立支援計画を作成している。作成にあたっては医師や、学校担任教諭の意見を参考にしている。子どもとの面談時に半年間の頑張りも評価しており、普段の生活で目標を意識させる声かけや、やりたいことなどの聞き出しをしている。子どもから目標の同意は得ていないが、保護者には児童相談所へ提出前に連絡し自立支援計画の内容を知らせている。今後、自立支援計画には、子どもの長所や強みも記載し、支援目標は子どもが理解できる表現にすること、子どもが納得の上で策定していくことが期待される。また、これらの手順を文書化し、標準化していくことにも期待したい。		
【コメント】	② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
「園内自立支援計画票」をもとに自立支援計画を見直している。自立支援計画はパソコン上で閲覧、子どもに関わった職員が計画の評価・見直しの意見交換を行っている。緊急での計画の変更については、事案に応じて検討し対応している。今後は、自立支援計画の評価と見直しの手順を施設として定め、文書化されることが期待される。		
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
【コメント】	① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
子どもの良い出来事や成長は日誌に記録され会議の話題にし、これを元に個人の育成記録にも記載している。支援の振り返りから支援の向上につながる事例もある。情報共有の全体会議は月に2回、支援会議と職員会議が行われている。子どもに関わる引継ぎはパソコン上で記録され、パソコン内メモと口頭で行われている。記録要領はあるが、職員全体への周知はされていない。今後は、職員により記録内容に差異が生じないように、記録要領の周知に期待したい。		

【コメント】	② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
家族通信「ふくじゅ草」での掲載はファーストネームとする引継ぎはあるが、学年や敬称の記載については統一されていない。個人情報の取扱いは、子ども・保護者に説明しており、家族通信「ふくじゅ草」への掲載などに関わる保護者の同意書を得ている。記録の保管は鍵付きの書庫に保管されている。個人情報保護や情報管理の職員への周知は会議で行われている。個人情報管理規定は2006年より改定がない。施設は、内容の見直しを検討しているため、今後に期待したい。		

内容評価基準（24項目）

A－1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

【コメント】	① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b
本項目は、子どもに権利擁護を促すのではなく、「職員の側が権利擁護を保障した支援を行っているか？」を問うている。この意味では「権利ノート」はわかりやすく記述されているので職員にも必須で携帯の内容でもある。これに加えて共生社会の形成に向けた多様性の視点を持つことも職員に求められる。文化・性的指向、生自認の多様性を尊重するための学習の機会等を職員が持つことが期待される。		
(2) 権利について理解を促す取組		
【コメント】	① A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
現在、児童相談所から子どもへ渡される「権利ノート」は令和3年1月のものである。この他に施設独自に作成した「権利ノート」がある。権利ノートの活用は、子どもへの定期的学習会というより入所や年度初め、トラブルのあった時に引き合いに出して話される。見た目ではわからない発達系の障がいについては、個別に周りの子どもへ伝えて理解を促している。本園には男児のみが残り、他の子どもは3つの小規模ケアのホームで生活している。2025（令和7）年度には本園が移転新築となりユニットケアになることから、職員に任された個別対応に留まらない共通基盤としての権利擁護理解のプログラムに期待したい。		
(3) 生き立ちを振り返る取組		
【コメント】	① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	b
近年は中高生から入所するケースが増えているので、入所前からの写真収集・整理は現実的には容易ではない。むしろ、子どもがこれまで育った家庭から離れての生活の立て直しと捉えて、本人の自立を目指して職員は支援している。数年間の施設生活で保護者に頼らない自分の生き方を考えた時に、子どもなりに過去に思いを馳せるときがある。職員はそのような時を捉えるアンテナを張り、「自分つづり」をきっかけに、また、日常生活の中のふとした時に見せた子どもの表情から思いを受け止めて、一緒に生き立ちを振り返ることを期待したい。		
(4) 被措置児童等虐待の防止等		
【コメント】	① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
被措置児童等虐待対応ガイドラインや就業規則の他、懲罰の規定要項があり年度初めに職員へ周知している。子ども自身が身を守る手段としてCAPを導入した年度もあったが、継続的には行っていない。第三者委員の掲示はあるが子どもには分かりにくく、十分な説明周知まではない。子どもの視点になって掲示物等の見直しを期待したい。		

(5) 支援の継続性とアフターケア		
【コメント】	① A5 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	b
入所に際しては担当の職員を付けて児童相談所から関わって丁寧に対応している。分園が3棟になってからは、家庭からグループホームに入所することが殆どである。入所前に見学させて同居児童の様子や日課を見てもらっている。家庭復帰は児童相談所とタイミングを調整して実施している。施設の変更も同様であり、変更施設には必要な情報を提供している。最近では自立援助ホームに行くこともあり、ホーム職員からの相談に応じることもある。退所後の支援は会議で協議されるが具体的な体制・申し送り様式等は特にないので作成が期待される。		
【コメント】	② A6 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
リービングケアとして特に意識して実施しているのは、高校生には卒園後の資金計画として収支を教えている。税金や冠婚葬祭についても伝えるようにしている。自立支援専門相談員を配置し、卒園後の支援を継続して行っている。園祭を廃止して数年になり、卒園者が集うこともなくなった。道内で卒園者と入所中の子どもや職員と交流する機会を設けているところは多くはない。来年の本園移転新築の折に、集えるような呼びかけにより連続するアフターケアに結びつくことにも期待したい。		

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
【コメント】	① A7 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
子どもを理解するためにも、自立支援計画策定時のアセスメントを職員間で共有するようにしている。生活の場面での感情や言動の受け止めには支援で迷いがある時もあるが、心理士が現場に入っていることで助言を得ることができる。対応する子どもに愛着に課題があると理屈ではわかっているが、具体的な支援では受容が困難と感ずる場合もある。第三者評価の子どもアンケートからは、更に職員の子どもの受け止めを十分に行うことが期待される。		
【コメント】	② A8 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	b
分園を3棟に増設し、生活単位を一般家庭に近くしたことで大舎制のような一律なルール決めではない子どもと職員が対話して物事を決められるようになってきた。本園は男児のみ小・中・高生が暮らしており、それぞれのエリアに自由にくつろげるスペースにテレビや書籍・DVD等が置かれている。オンラインゲームの要望はあるが、Wi-Fi設備は図書室等に限られている。断続勤務を廃止しているが、幼児の入所がないので子どもへの支援には大きく影響はない。子ども会のような集団意見表出の場はないが、2024年度より子ども1名に対して施設長・主幹・担当職員の1:3の個別面談を設けることになっている。		
【コメント】	③ A9 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	b
夕食後に空腹になったら中高生は近隣にコンビニに買い物に行く。小学生は買い置きのおやつを食べる。学校から帰園すると玄関横に管理室があり職員が常駐しているので小学生はよく立ち寄ってお話しをしていく。余暇の過ごし方は様々で、少年団サッカーで活動したり、外国人講師の英会話教室には10名程度の参加がある。中高生になると職員から褒められることが少ないと感じる子どもがいる。失敗の体験から学べることは多い。子どもが失敗できる見守りを意識して、成功体験や自己肯定感につなげることにも期待したい。		

【コメント】	④ A10 発達状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
近隣に図書館・体育館がある。本園には図書室があり、分園の2階に大きな本棚スペースが設えており、図書の寄贈があり充実している。多目的室等や玄関横の管理室にも図書の他、DVDやゲーム等が置かれている。学習ボランティアや塾の活用がある。北広島市の小学校で、発達の課題に応じた言語療法士のセラピーを受けている。		
【コメント】	⑤ A11 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
卒園後の子どものことを考えて、公共交通機関の使い方、基本的な調理の仕方等を教えている。社会活動としては、地域で活動するNPO法人を通じて、季節の行事参加や工作・お菓子作りをしている。自分の身を守るという点では、JR駅から帰園するまで距離があるので、交通事故や不審者対策として、スマホ等を聞くときは片耳を空けて、気配を感じられるように助言している。自室の清掃に関しては、幼少時から高校生になるまで苦労して指導したが、進学と分園に入居した機に整理整頓が上手になった例がある。また、分園では学校の課題になった「家庭でのお手伝い」をきっかけに朝の登校前の清掃を自主的に行う習慣ができた。施設には、「児童の問題行動に関わる対応マニュアル」があり詳細なチェックリストとなっている。これに倣って、問題行動ではない、男女の隔てのない基本的生活の習慣・技術、社会の常識・規範の習得として、発達・学齢に沿った「推奨されるリスト」の作成が期待される。		
(2) 食生活		
【コメント】	① A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
本園の食堂は、小中高のグループ分けしたテーブルで24名の男児が座ることになる。椅子は地元の工房制作の木作りの温かみのあるデザインとなっている。着席前にご飯とお味噌汁は各自、調理室前のテーブルで盛り注いでいる。食事前には職員がキリスト教の言葉を添えて「いただきます」を一斉にしている。分園は別献立となっており、祈りは捧げない。後片付けは、流し場の手前の蛇口シャワーで皿を流してから貯水に浸すように、子どもは来訪者（評価者）に教えてくれた。その他の子どもは、近隣の3棟の小規模児童養護施設に男女に分散している。2名の栄養士は、調理室から子どもの喫食状況を観察できる。調理員は残った総菜を持ってテーブルを回りお代わりを配っていた。アレルギーのある子どものお盆は別に用意している。重度のアレルギー症状のあった子どもには、少量からの摂取から対応して食べられるようにした。2025（令和6）年からは新築移転するので家庭的な食事に関しては構想中である。		
(3) 衣生活		
【コメント】	① A13 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
衣類は、近隣に量販店があり高学年は自分で出掛け購入している。低学年や画一的な着方をしている子どもには職員と一緒に買い物に行ったり助言している。分園にはコードレスアイロンが置かれ、本園でもボタン付けなどは子どもの目に留まるように生活の場で行っている。思春期にありがちなタレントを模した服装には職員のチェックが入って肌の露出度を控えさせている。		
(4) 住生活		
【コメント】	① A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	b
玄関横に管理室があり、帰園した子どもは名札を赤にひっくり返す。管理室には子どもが使える電話や書籍やDVDも置かれている。書籍等は管理室の他に、多目的室が数カ所あり、子どもが自由にくつろげるようになっている。分園では朝に子どもが清掃しているところがある。本園は職員が自ら清掃する姿を見せながら身につくように支援している。来年の新築引っ越しはよい機会なので、子どもに整理整頓が身につく支援にも期待したい。		

(5) 健康と安全		
【コメント】	① A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
市教育委員会に申し込み、小学校で言語療法士のセラピーを子どもに受けさせている。昨今、通院・服薬する子どもは増えている。看護師の配置があり、服薬管理も担い誤薬等が防止されている。感染症対策キットがプラスチック容器に用意されている。嘔吐等の緊急対応の実地研修は全職員が受け、子どもの医療に関する研修の機会を設けることにも期待したい。		
(6) 性に関する教育		
【コメント】	① A16 子どもの年齢・発達状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
職員は、子どもには自分が嫌なことは他人にはしないことや他人との距離の取り方を教えるようにしている。CAP（子どもへの暴力防止プログラム）を取り入れたこともあったが、継続していない。性教育はケースバイケースで本人のみの場合や当事者を集めて諭すこと等さまざまである。昨今は携帯スマホの画像に関して注意して教えている。性知識に特化するだけでなく、命を大切にすることのテーマで継続的に子どもが学べる機会の提供を期待したい。		
(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
【コメント】	① A17 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
子どもが癇癪等を起こして手に負えないような場合の基本は職員が一人に対応しないで複数対応を基本としている。問題行動が起こった後に、直ぐに、その場でケース検討を現場にいた職員で行っている。子どもに愛着形成等の課題があり、そのような問題行動に繋がっていることを心理士からの助言も得て、職員は理解するようになってきている。今後に期待したい。		
【コメント】	② A18 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体で取り組んでいる。	b
分園のうち1棟は男児、2棟は女児で構成されている。吹き抜けの2階建ての吹き抜けとなっており、個室内の子どもの動向も把握しやすい作りとなっている。本園は全室個室ではないが、相性や子どもの意見を聞いての相部屋となっている。本園リビングで入所前の家庭で視聴した不適切なテレビ番組の模倣に気づいたときは、その場にいた全員に反省を促し諭している。暮らしの中で暴力・いじめ・差別が起こらないように、職員は支援に留意している。高学年になるとスマホ所持によりLINEやSNS等のグループ・友人関係等でのトラブルが心配である。施設内だけではなく施設外も含めて子どものいじめ等がないように施設全体で仕組み化することを期待したい。		
(8) 心理的ケア		
【コメント】	① A19 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
心理士は、対象児童の心理療法を担当して児童相談所に報告書を提出している。この他にも子どもの支援の場に配置され、他の職員に対象児以外の心理的なケアが必要な子どもに関しても助言を行っている。施設全体で心理的支援が機能するためには、心理士による施設内で必要とされる子どものケアのための研修を企画するなどが期待される。		
(9) 学習・進学支援、進路支援等		
【コメント】	① A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
近年はクロームブックの活用を進めており、図書室等にWi-Fiを設置し学習の場としても利用している。通塾や学習ボランティアの受け入れがあり、特別支援学校への進学がある。大学進学を目指す子どもには公立私立を問わず支援している。		

【コメント】	② A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
子どもの進路に関しては、高等支援学校であれば在学中に十分な実習を経て、福祉的就労も含めた就職活動が本人の自己決定で行えるように施設と学校でサポートしている。高卒で道外へ就職する子どもや市外の大学に進学する子どももいる。就職や進学の後で挫折した子どもは、担当職員が相談に応じてフォローしている。		
【コメント】	③ A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
高校生からアルバイトは許可されるが、進学を考えていれば両立が可能かの相談をしている。主なアルバイト先はコンビニが多い。品出し作業や接客も伴う多様な業務を社会経験として学ぶ機会となるように計画的に支援している。社会経験の拡大の目的もあるので、他者との会話に慣れていくことも卒園後のスキル獲得になる。バイト先の同僚・上司等の人間関係の悩みにも応えて将来の自立を支援することにも期待したい。		
(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
【コメント】	① A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
施設・学校の行事等の基本的な家族との連絡は子どもの担当職員が行っている。施設からのお便りには、担当職員が記入する欄を設け、来所できない保護者には郵送して子どもの近況を伝える。定期の郵送の他に電話連絡しているが、音信不通が続くと児童相談所に居住等の確認を依頼すると保健福祉課等で把握している場合がある。家族との信頼関係を作るのも子どもへのチームケアと捉えており、担当職員に主幹である家庭支援専門相談員と副主任を交えて相談に応じている。		
(11) 親子関係の再構築支援		
【コメント】	① A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
分園は、子どもとの面会ができる部屋を設けてあり、宿泊もできるようにしている。親子関係の再構築の対象となるのは、子どもとの交流や面会の回数を踏まえて保護者の意思を確認して進めている。子どもを引き取りたいという言葉があっても長く施設に預けていると気持ちが離れてしまうこともある。施設内では子どもの直接の養育・支援ができる。しかし、離れて暮らす保護者・家族の動向を把握しておいて、子どもとの繋がりが希薄にならないようにするには、ケースの見立て、支援方針などを明確にして施設全体で共有することにも期待したい。		